

## 訴訟の判決について

### 1 訴訟の概要

- (1) 事件名 建物の滞納賃料の支払請求事件  
(2) 当事者 原告 青森市 代表者 市長 小野寺 晃彦  
被告 合同会社A&STAR (代表社員 野呂 周生)  
(3) 概要

相手方が、市から賃借するアウガ地階の専用部分に係る賃料を、令和元年8月分から一部納付はあるものの長期にわたり滞納し、多額に及んでいるため、当該滞納賃料の支払請求をしたもの。

【滞納賃料】 29,323,857円  
(令和元年8月分から令和3年9月分まで)

### 2 訴訟の経過

- 令和 3年10月22日 訴状の送達日  
令和 3年12月15日 第1回口頭弁論  
・相手方から答弁書の提出なし  
・相手方の出頭なしの欠席裁判  
令和 3年12月22日 判決言渡し  
令和 4年 1月20日 判決確定(被告の控訴なし)

### 3 判決の内容

- 判決 1 被告は、原告に対し、3370万1051円並びにうち2793万5547円に対する令和3年10月23日から及びうち138万8310円に対する令和3年11月7日からそれぞれ支払済みまで100円につき年14パーセントの割合による金員を支払え。
- ( ・令和3年9月分までの未払賃料2932万3857円  
・令和3年10月22日までの遅延損害金437万7194円  
・令和3年10月23日以降に発生する遅延損害金 )
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
3 この判決は仮に執行することができる。